

確定申告サポートについて重要なお知らせ

日頃は当会運営にご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、青色申告会では各指導会の混雑緩和と公平性の観点から正会員・準会員以外の確定申告サポートは行いません。

正会員・準会員の家族などの確定申告サポートは行いませんので、正会員・準会員の家族などで確定申告をされる場合は税務署でご相談頂きますようお願い致します。

また、先物取引・FX（外国為替証拠金取引）・土地、建物、ゴルフ会員権、暗号資産、特定口座以外の株式の売却などの申告がある方も税務署でご相談頂きますようお願い致します。

なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の初年度の方は税務署で（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成してからお越しく下さい。

※正会員…青色申告をしている方（年間の会費 15,600 円）

準会員…正会員と同居している青色申告をしている方（年間の会費 6,000 円）

川崎北青色申告会